

2020 年度学長所管研究奨励金
研究成果報告書

研究課題名

「大学の災害対応と地域貢献に関する研究」

研究代表者

氏 名

飯塚智規

所属学部

現代政策学部社会経済システム学科

目次

I	研究課題の概要	1 頁
1.	本研究の目的	1 頁
2.	本研究の体制	1 頁
3.	本研究の計画・方法	2 頁
4.	本研究の意義・特色	3 頁
II	各研究課題の結果・成果	3 頁
1.	研究テーマ1「大学における災害対応の事例調査研究」	3 頁
2.	研究テーマ2「避難生活に関する心理の研究」	7 頁
3.	研究テーマ3「災害法制と各法律との関係性に関する研究」	13 頁
III	本学への提言	15 頁
1.	研究テーマ1「大学における災害対応の事例調査研究」 からの提言	15 頁
2.	研究テーマ2「避難生活に関する心理の研究」からの提言	16 頁
3.	研究テーマ3「災害法制と各法律との関係性に関する研究」 からの提言	18 頁
IV	残された課題	18 頁
V	研究成果	19 頁
VI	熊本大学・熊本学園大学へのヒアリング調査記録	20 頁
1.	熊本大学へのヒアリング調査記録	20 頁
2.	熊本学園大学へのヒアリング調査記録	27 頁
	奥付	36 頁

I 研究課題の概要

1. 本研究の目的

本研究の目的は、国内の大学の災害対応事例を調査することで、災害時において、大学に対して地域行政や地域社会がどのような対応を期待しているのか、また大学は期待に応えるためにどのような対策・対応を行うべきなのか、を明らかにすることである。

2016年4月の熊本地震では、大学が避難所として地域の住民を受け入れたり、ボランティアや行政機関による支援の後方基地としての役割に担ったりした。また本学は東日本大震災の際は、学内にほとんど学生がおらず大きな問題とならなかったが、首都圏の大学では、教職員学生や帰宅困難者の受け入れ、飲料水や乾パンといった備蓄品の配布等を行っており、今後も大学が避難者やボランティア等を受け入れることが期待されていることは間違いない。もし、首都直下地震等の大規模広域災害が発生すれば、本学も学生を帰宅させず学内にとどめ、避難生活の場となるであろう。また、留学生対応や地域住民の受入、ドクターヘリの受入も求められるであろう。

そこで本研究では、3つの研究テーマを設定して大学の対策・対応を検討していく。第1テーマは「大学における災害対応の事例調査研究」である。他大学における避難者開設・運営や地域との連携事例を分析し、本学の対応・地域連携のあり方を検討する。また、多くの留学生を抱える本学において、留学生への対応は非常に大きな課題である。他大学における留学生対応についても合わせて事例を分析していく。第2テーマは「避難生活に関する心理の研究」である。避難者を受け入れるにあたり、彼らの心理やニーズを事前に把握しておくことは重要である。質的・量的調査により避難者心理を明らかにし、本学の対策に反映する。第3テーマは「災害法制と各法律との関係性に関する研究」である。災害に関する法制度の分析や、被災者のリーガルニーズの把握から、地域行政・地域住民と協働での災害対応のあり方を模索する。最終的な目標としては、各テーマから明らかにした教訓を分析し、本研究の成果を活用し、本学の災害対応について今後どのような対策を講じるべきなのかを提案する。

2. 本研究の体制

本研究は、6人の研究者が3つの研究テーマで調査を行い、その成果を一つに取りまとめ、本学の防災対策と地域連携について有効な知見を見出し、提言をするものである。具体的には以下のとおりである（**図表1**）。

図表 1 本研究の体制

氏名	所属・役職 (申請時のもの)	専門	テーマ	主な研究内容
松野 民雄	現代政策学部 社会経済システム学科 教授	民法	③	災害による損害の発生と大学の法的責任
大藪 陽子	現代政策学部 社会経済システム学科 准教授	社会心理学	②	避難者ニーズの調査・分析
小野 義典	現代政策学部 社会経済システム学科 准教授	国際法、憲法	③	大学の災害対応に関する法的責任の検討
真殿 仁美	現代政策学部 社会経済システム学科 准教授	社会福祉 障害者福祉	①, ②	災害時における大学の障害者対応、及び障害者ニーズの調査
リッチー ザイン	現代政策学部 社会経済システム学科 准教授	コミュニティ政策 多文化共生論	①, ②	災害時における大学の留学生・外国人対応の調査
○ 飯塚 智規	現代政策学部 社会経済システム学科 助教	行政学 地域防災	①	大学における避難所開設、地域連携、後方支援の事例調査

※○が研究代表者

研究テーマ 1「大学における災害対応の事例調査研究」を担当する飯塚・真殿・リッチーは、過去の災害事例から大学の地域連携、避難所開設、学生・留学生・障害者等への対応、後方支援について調査分析を行う。研究テーマ 2「避難生活に関する心理の研究」については、大藪が中心となって真殿とリッチーとともに避難者全般のニーズの調査分析を行う。研究テーマ 3「災害法制と各法律との関係性に関する研究」については、災害対応やそれによる損害発生に対する大学の法的責任を明らかにすることを目的として、松野・小野がそれぞれ研究を行う。

3. 本研究の計画・方法

初年度（2020年度）については、次年度に国内の大学の災害対応について、現地での質的調査や避難ニーズを把握するための量的調査を行うことを鑑みて、過去の事例に関する文献調査等を行い、次年度のヒアリング先の選定や、ヒアリング・アンケート調査のための質問項目の作成・検討を行った。

2年目（2021年度）は、研究テーマごとにヒアリング調査やアンケート調査を実施した。前年度に得られた知見をもとに、避難者の受入れ、避難行動要支援者への対応、支援物資の配布、学生の安否確認、留学生対応等を中心に、発災時における大学の災害対応の課題を精査して、熊本地震で避難所運営等を行った大学にヒアリング調査を実施し、学生や地域に対する支援、被災者の避難ニーズ、災害による損害発生に対する大学の対策を検討した。なお、本研究は新型コロナウイルス感染症の中で行われた研究の都合上、研究期間を

1年延長し、2022年度まで研究を継続した。それでもコロナ禍のため現地調査を行うことができず、文献調査や既存の調査の流用、またオンラインでのヒアリング調査で可能な限り研究目的の達成を試みた。そのため達成できなかった点については、報告書後半にて取りまとめている。

4. 本研究の意義・特色

本研究は、本学における防災対策・災害対応について有効な知見を見出し、発災時に如何にして地域貢献をすべきかを示すところにその意義がある。城西大学 2020 アクションプラン(「D 活性化に向けた全学としての取り組み」の「13 地域との連携」)においても、地域との連携の推進がうたわれており、これを達成する上でも非常に有効である。また本研究は社会科学(法学、政治学、社会学、心理学)からの学際豊かな防災研究であり、研究代表者である飯塚は防災行政を専門とし、鶴ヶ島市で住民を対象に防災研修を行う等、地域防災の活動で本学に貢献をしている。従って、学際的に本研究を行う点は、本研究の特色と言える。

II 各研究課題の結果・成果

1. 研究テーマ1「大学における災害対応の事例調査研究」

熊本大学・熊本学園大学へのヒアリング調査

研究テーマ1では、大学の災害対応に関する書籍・論文・記録集を収集して、防災体制やマニュアル等の内容を精査することで、ヒアリング調査のための質問項目を作成し、熊本地震にて災害対応を行った熊本大学、及び熊本学園大学に対してヒアリング調査を実施した(図表2)。その結果については、以下の4点に集約できる。

1つ目は「災害対策本部の防災体制や職員の参集体制、意思決定や部署間の情報共有プロセスの検討が必要」ということである。熊本大学も熊本学園大学も熊本地震前から大学の防災体制や職員の参集基準を規程、マニュアル、チェックリストあるいはBCPといったように、何らかの形で整備をしていた。例えば、総務課が事務局機能を担い、災害対策本部の設置と班編成と役割分担が整備されている。安否確認、授業再開、施設復旧、学生支援、物資対策、情報収集、避難者対応といった業務、それも災害直後のみならず、その後の避難生活や授業再開までを見据えた各業務が事前に検討された上で班編成がなされている。そして、職員の参集も災害のレベルと発生する業務に応じた参集基準を設けていた。

さらには、意思決定や部署間の情報共有プロセスの検討についても、普段の学内の意思決定プロセス（理事会や教授会による意思決定）とは異なる、災害対策本部による即時判断・決定が必要となる。災害対策本部での即時判断・決定ができるようになるためには、情報をどのように災害対策本部に集約するのか、あるいは災害対策本部の決定や各部署が取りまとめた情報・データをどう共有するのか検討し、事前に決めておくことが求められる。

図表2 熊本地震の災害対応経験のある大学へのヒアリング調査概要

概 要		
日時・対象	<ul style="list-style-type: none"> ●熊本大学総務部総務課：2021年8月31日（火）14時00分～15時30分 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本大学総務部総務課長、熊本大学総務部総務課係長（総務担当） ●熊本学園大学総務部総務課：2021年9月1日（水）14時00分～16時00分 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本学園大学総務部長 	
質問項目	大学の防災体制に関する質問項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 熊本地震における貴学の災害対応の体制（特に本部の事務局機能を司ったのはどの部署であるのか）、教職員の参集状況、意思決定プロセス（例えば、本部会議の開催状況や会議の議題設定等）について、ご教示ください。 2. 熊本地震発生前は、災害対応の体制整備、防災計画・事業継続計画（BCP）やマニュアル類の整備、教職員を対象とした防災研修や訓練、資機材や物資の備蓄等に、どれくらい取り組まれていましたでしょうか。また震災後に取り組まれるようになったものがあれば、ご教示ください。 3. 地域防災に関して、大学全体として学生や地域と連携して取り組んでいる活動（例えば防災教育や防災訓練）や、留学生・外国人向けの支援活動（日本語以外でのサポートや防災教育の実施・防災教育の参加等）があれば、ご教示ください。
	熊本地震における災害対応に関する質問項目	<ol style="list-style-type: none"> 4. 避難者や他機関からの応援の受入、避難所の設営・運営、物資等の確保・避難者等への配布、障害のある方や留学生・外国人避難者への対応に関して、当時どの部署が担当をされたのか、ご教示ください。（何故その部署が担当することとなったのか理由も分かればご教示願います）。 5. 学生（留学生含む）や教職員の安否確認について、どのように行われたのか、ご教示ください。また熊本地震当時の在籍学生数・教職員数・留学生数（短期・長期別、国別等）が分かれば、ご教示願います。 6. 避難所運営について、学生や近隣住民（特に高齢者・障害者・外国人（留学生含む）・その他の特別な配慮を必要とする要配慮者）を受け入れるにあたっての準備、また学内外と調整を要した案件や、避難所開設・運営上の課題がありましたら、ご教示ください。 7. 熊本地震の発生による講義の中断・再開や避難所の開設・閉鎖については、どのような判断基準のもと意思決定がなされたのか、ご教示ください。 8. 熊本市等の行政機関、国際交流センター等の関係機関、民間企業・NPO団体等との連携について、支援の受入や調整を要した案件・課題がありましたら、ご教示ください。
	地域防災における大学の役割に関する質問項目	<ol style="list-style-type: none"> 9. 熊本地震の教訓を踏まえて、改善したり新たに取り組んだりしたことがあれば、ご教示ください。また大学として地域防災にどのように取り組んでいくべきか（大学及び学生は地域防災に対してどのような役割を果たすべきか）、担当者としてのお考えをご教示ください。

2つ目は、安否確認の問題である。学生や教職員の安否確認は災害対応直後から発生し、職員に過大な負担を強いることになる業務であることが、今回のヒアリング調査から明らかとなった。特に学生の安否は、大勢の学生を預けている保護者にとっては最も重要な情報であり、迅速な発信が求められることになる。いずれの大学も職員が総出で電話掛けを行い、学生名簿と突合しての安否確認を行っている。熊本学園大学へのヒアリングでは、学生への安否確認の電話は5日間で約2万件行うことで、ようやく完了したとのことであった。加えて、安否確認のための情報システムが事前に整備されていたとしても、手作業による電話掛けと名簿との照合は必要な作業となる。なぜなら、パソコンやサーバーが使用できなくなったからである。そのため、紙資料での名簿も必要になったそうである。こうした事態を回避するため安否確認の情報システムを整備しておくことが望ましいが、これも意識付けをしていないと利用されることがない。熊本大学によれば、本来は教職員・

学生の方から大学へ安否の連絡をすることになっていたが、自ら連絡してきた学生や教職員はわずかであったそうである。そこで急遽、安否確認システムを作り、広報することでようやく迅速な安否確認が行えたとのことであった。従って「学生・教員の安否確認は手作業が前提（職員による電話掛け）であり、情報システムは使うことを意識付けさせないと使われない」というのが2つ目の結論である。

3つ目は、避難所としての大学の役割である。地域住民が避難先として大学に避難所としての受け入れを求めてくることは十分に考えられる事態である。大学が、市町村から指定避難所として指定がなされているかどうかは関係ない。ヒアリングでは、大学側が避難者を受け入れるかどうかを検討する前に、すぐに近隣住民が避難してきたとのことであった。避難者が敷地内に入ってしまうと、それを追い出すことは困難である。施設の安全確認が済み次第、体育館や教室等の開放も行わなければならない。当然、避難者への水や食料等の配布も必要になる（ということは、事前に備蓄しておく必要や配布の段取りを決めておくことも必要となる）。従って「市から指定されているかどうかは関係なく、地域住民が来ることを前提に、避難所の開設準備をしていないと対応できない」ということが3つ目の教訓である。そもそも、大学は学生を避難させ、事態が沈静化するまで避難生活を学内で過ごせるようにしておく必要がある。また施設を避難所として使用している間は、授業を再開することもできない。無理に授業の再開を優先させ、避難所を閉めることにすると、避難者との間で諍いや衝突を生じることになる。災害対応で地域貢献をしているにもかかわらず、大学にとって不本意な結果となる（大学の評判が下がる結果にもなる）。

最後が「学生・教職員・地域に対する普段の大学の取組が大学との信頼関係を構築し、大学への災害時の協力につながる」ということである。避難所を運営するためには、当然のことながら人手がいる。様々な災害対応業務を行う必要のある大学職員だけでは、とても運営することはできない。教員や学生の協力、そして避難してきた地域住民の協力も必要不可欠となる。また、避難所スタッフの体力・精神力にも限界がある。スタッフを交代して十分な休息を取ることができるような編成が求められる。やはり人手が必要となるが、それぞれの事情を鑑みれば、強制的に動員することはできない。ボランティアとしての自主的協力となる。非常時にボランティアとして、彼ら彼女らが駆けつけてくれるかどうかは、普段の大学の取組次第である。学生・教職員・地域との信頼関係の構築に大学が努めてきたのかどうか、問われることになる。

九州大学の危機管理マニュアルに関する分析

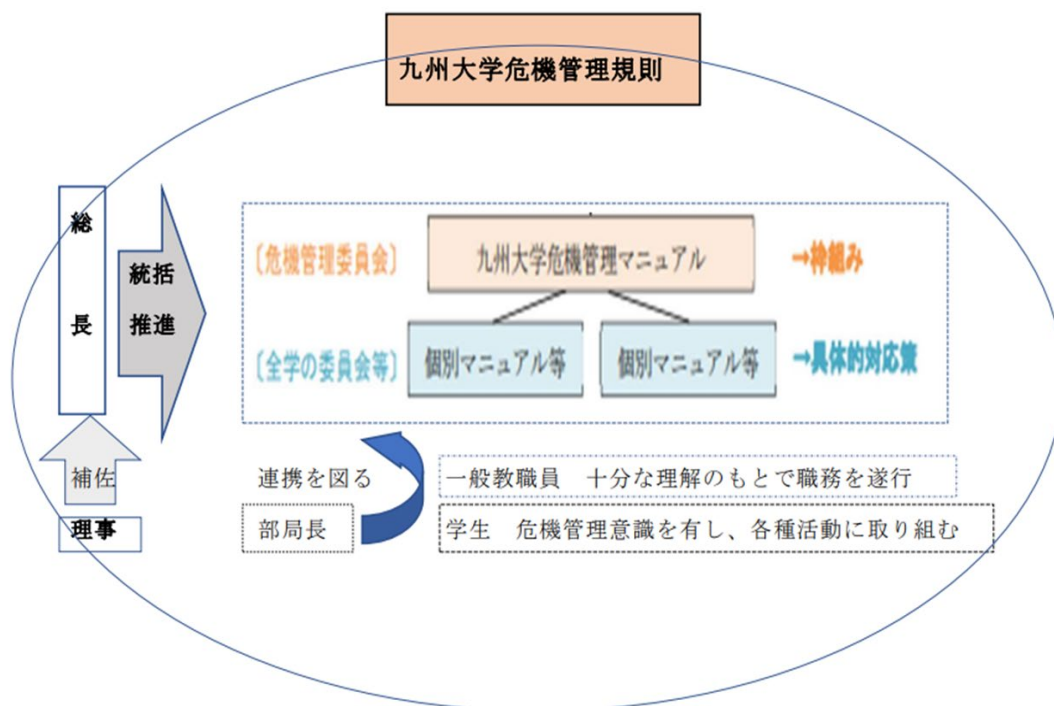
ヒアリング結果を補強することを目的に、九州大学の危機管理マニュアルについても検討を行った。九州大学では、自然災害や人為災害などへの対応として、学内において「九州大学危機管理マニュアル」（2020年12月第1版；以下、「危機管理マニュアル」）を定めている。この「危機管理マニュアル」は、「国立大学法人九州大学危機管理規則」（以下、「危機管理規則」）に基づいて定められたもので、大学において発生する自然災害や重大な事件・事故などを含むさまざまな事象に伴う危機にすみやかに対処し、学生や教職員などの安全を確保することと同時に、社会的な責任を果たすこと（第1条）をねらいとしている。大学において想定される危機は多様であるため、柔軟に対応することが求められる。そのため、「危機管理規則」第4条において、危機管理委員会を設置し、危機管理の検討をすることを定めている。また、「危機管理規則」や「危機管理マニュアル」を踏まえ、全学の委員会等に個々の危機について、規則や規程、マニュアル等を個別に定めることも求めている（以下、個別マニュアル等）。全学の委員会等が定める個別マニュアル等の内容については、「危機管理規則」第5条において、想定される危機の発生に対する危機管理の実施に関して、必要な事項を定め、計画的に危機管理を進めていくこと定めている。つまり、個々の危機へ対応するために、より踏み込んだ具体的な内容は、全学の委員会等において検討し決定することになっている。

総長をはじめとする大学教職員、ならびに学生の役割についても、「危機管理規則」（第3条）において定めている。それによると、総長は危機管理を統括し、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講ずる役割を担う。理事にも役割がある。理事は、総長を補佐し、各担当における危機管理の推進に努める任を負う（第3条2）。部局長は、当該部局における危機管理を統括し、全学的な危機管理体制と連携を図り、当該部局の危機管理を推進し、必要な措置を講ずる（第3条3）。一般教職員は、危機管理についての十分な理解のもとで、職務の遂行に当たるよう（第3条4）求められている。ここまでは、総長をはじめとする教職員への役割である。九州大学「危機管理規則」では、学生にも役割を担うことを求めている。学生に対しては、危機管理意識をもって、各種活動を行なわなければならない（第3条5）、と定めている。この指針が、後に述べる九州大学が学生支援の一環として取り組んでいる、学生による学生支援（ピアサポート）の制度を強化する際にも、有効な視点として発揮されている。

このように、九州大学における災害等に伴う危機への対応体制としては、「危機管理規則」

に則って、総長のもとで、危機管理委員会が大学全体の危機管理の枠組みを定め、全学の委員会が個別の危機に対応する具体的な計画を立て、災害等に伴うそれぞれの危機へ備える役割を担っていることがわかる（図表 3）。一般教職員や学生にも危機管理を十分に理解したうえで、諸活動に取り組むことが求められていることも見えてきた。危機管理の視点が、学生支援の際にも十分に発揮されていることについても、今回の考察から明らかにすることができた。また、災害等に伴う危機に対して、教職員のみならず学生にも役割をもたせ、全学体制で取り組み、学内の関連する諸制度にも反映させている、ということが理解できる。九州大学学内においては、「危機管理規則」に基づいた体系的な整備が進み、その指針を踏まえて、関連する分野においても制度づくりがすすめられていることを垣間見ることができた。

図表 3 九州大学における危機管理マニュアルと個別マニュアル等の関係図



出典：九州大学危機管理委員会（2020）「九州大学危機管理マニュアル」p.3 を参考に作成。

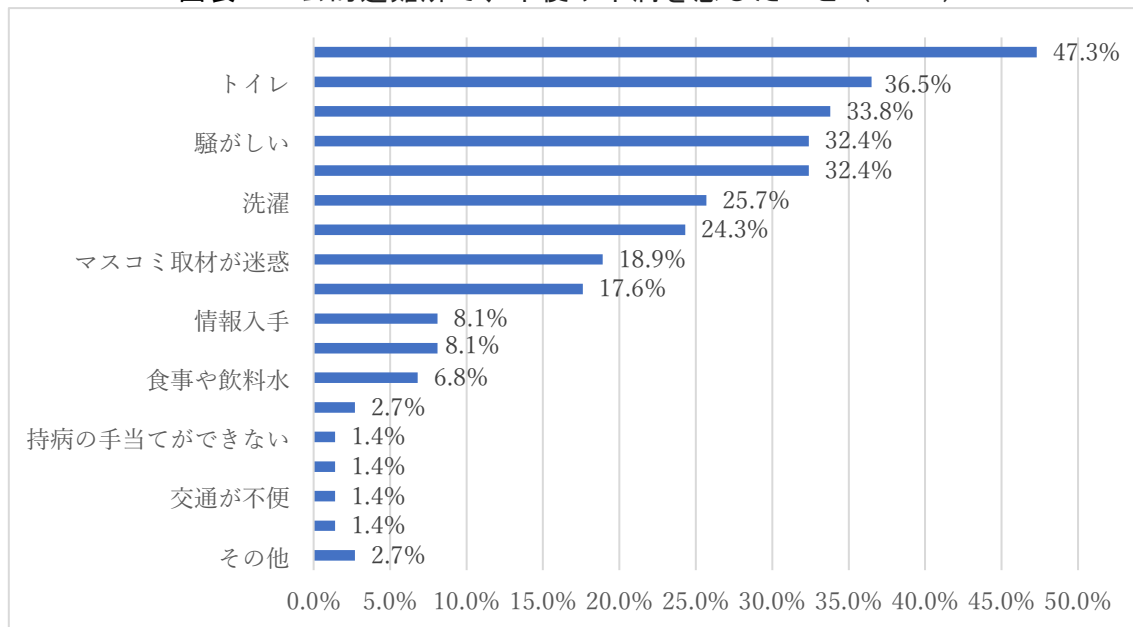
2. 研究テーマ 2 「避難生活に関する心理の研究」

避難者のストレスに関する課題

研究テーマ 2 では、今井芳昭・原雄士郎他（2016）による「大規模被災後の大学キャンパスにおける一時避難所運営と関連する心理学的知見一覧」を元に、避難所運営において

考慮すべき心理学的知見の検討を行い、サーベイリサーチセンター（2007）による「新潟県中越沖地震に関するアンケート調査」のデータ（サンプル数：500人）を分析し、地震時の行動や心理などを考察し、被災者の避難所ニーズをまとめた（図表4）。

図表4 公的避難所で、不便や不満を感じたこと（n=74）



分析した被災者の避難所のニーズに対応した避難所運営において考慮すべき心理学的知見として、①「汎適応症候群（GAS：General Adaptation Syndrome）」、②「攻撃行動」、③「コミットメント（関与）と心理的拘泥」があげられる。①について、避難所の生活において外傷以外の理由で身体の不調を訴える人は、汎適応症候群の可能性が指摘できる。汎適応症候群とは、ストレスを受けてからの時間経過とストレス適応状態によって副腎皮質の肥大、胸腺・脾臓の萎縮、胃・十二指腸潰瘍などの身体反応を引き起こすことを意味するが、これらストレス反応は「警告反応期」「抵抗期」「疲憊期」の3つの時期に生じやすい。また災害によるストレスは、死ぬかもしれなかったというトラウマにつながる「戦慄恐怖体験」、大切なひとを亡くすことによる「喪失体験」、水・電気・ガス・交通などのライフラインの遮断や避難所生活、後片づけなどによる「生活ストレス」によって発生するとされる。従って、避難所運営において避難者のストレス対応をおろそかにすれば、最悪の場合、災害関連死につながりかねない。

②について、避難者が攻撃行動を取る場合として、「避難所に想定以外の人避難してきた場合」、「被災時期が夏場であり、冷房も使えず蒸し暑い場合、または冬場で暖房が使え

ず乾燥している場合」、「十分な食料を得ることが出来なかつたり、睡眠をとることができなかつたりした場合」などに増加する傾向が予測される。基本的に、大地震により避難者が大勢発生すれば、避難所のキャパシティ（収容人数や想定していた備蓄物資の数）以上に避難者が避難所に押しかけてくるのが常である。加えて、大学が避難所になれば、大勢の学生のみならず、近隣からの避難者の受入も想定しなければならず、避難者は攻撃行動を取りやすい環境に陥ってしまうおそれが十分に考えられる。当然、避難者の攻撃行動に避難所担当者が晒されれば、避難所運営が困難を極めることになる。

③について、避難者は一旦避難所に避難をしても、生活の問題やプライバシーの問題等により帰宅することもある。今日、在宅避難も避難の選択肢として行政から呼びかけられていることから、避難者のその選択自体は当然である。しかしながら、その後に状況が変化して、避難所に滞在することが合理的である場合であっても、避難所に留まったり再避難したりするという選択肢を選ぶことができず、帰宅すること、自宅にとどまることに拘泥してしまう。こうした事態について、避難所運営の観点から言えば、避難者が減り喜ばしいことだと言って良いだろうか。つまり、避難者対応として考えれば、「避難所」という施設の中だけが避難者対応ではないということになる。学生の安否確認に努めなければならない大学としては、帰宅すると言って大学を出た学生、一人暮らしで孤立してしまった学生の安否確認やストレス解消も重大な災害対応業務であり、この問題を軽く見ることはできないであろう。

これらの知見を活かし、大学における防災対策・災害対応として、次のことが考えられる。①については、避難所の担当者は「ストレスに対処できていると思っても、実際にはストレスに耐えられなくなってしまっている状態」に避難者が陥ってなっていないかどうかを観察して記録することが必要である。ストレスチェックのためのチェックシートの用意等を保健センターと事前に協議して用意しておいたり、観察・記録のための人員確保の方策を練っておいたりしなければならない。学生の安否確認等の災害対応業務を抱えている大学職員だけでは、とてもこれら業務は賄いきれない。地域住民との連携や学生との協力を視野に入れて事前に対策をしておく必要がある。

②については、避難者が攻撃行動を取ることのないように、「クラウディング（高密度状況に関連して、空間とそれを共有する人々との間で生じたネガティブな主観的・心的な状態）が高くなるないように、可能な限り十分な個人空間（2㎡/人以上）を確保すること」、「夏や冬場の被災時期にも注意できるよう、瞬間冷却材やうちわ、暖房具などを備蓄する

こと」が対策として考えられる。特に、今日においては新型コロナウイルス感染症に代表されるように、感染症対策が必要不可欠である。個人空間の確保は避難所における感染症対策でも求められているし、備蓄物資にはマスクや消毒液の備蓄も必要である。埃やウイルスを吸い込むことがないように、床に寝させることも避けなければならない。

最後に③については、「状況の変化に注意し、そのときどきで最適なことができるような柔軟な対処を心がける」ことを避難所担当者に徹底するとともに、担当者間で情報を共有する必要があると考えられる。要するに避難者や学生の情報の収集と共有を担当者間や大学全体としてどのように行うのか、災害対応の体制を十分に検討しておく必要がある。これは研究テーマ1とも関連する課題であるが、例えば、担当者は朝夕のミーティングを徹底し、各自が持つ情報を共有することで、担当者間の意識を高めることができよう。

留学生・外国人対応に関する課題

大学は多くの留学生や外国人教職員を抱えており、また近隣から外国人避難者を受け入れる可能性もあるため、その対策・対応を検討しておくことは重要である。言うまでもないが、日本における外国人人口は増加しており、さらに日本政府は2027年までに40万人の留学生受け入れを目指している。従って、外国人も地域社会や大学という社会の一員となる。ただし、その一方で本国の大使館により別の対応が行われる存在でもある。一例をあげると、東日本大震災直後に大勢の中国人が宮城県庁に集まったことがあった。別に県庁が集めたわけではない。大使館の方から呼びかけがあったのである。中国人は大使館が用意したバスで移動（避難）したそうだが、そうした大使館の対応は、日本政府にも県庁にも知らされていなかった。このような事態も起こるかもしれないが、少なくとも大学としては自らが受け入れた外国人に対して、日本人と同様の措置を取らなければならない。

そこで、公益財団法人宮城県国際化協会（以下、MIA）にインタビューを行い、東日本大震災における留学生や外国人対応について話を伺った。宮城県に住む多くの外国人は、このMIAのスタッフ・ボランティアを頼り、また支えとしていた。日本に在住していると言っても、多くの外国人は日本語に不自由であり、日本のコミュニティにも溶け込んでいない者が多く、言語や生活・習慣・文化において特別な支援が必要だったからである。特に小さい時から避難訓練等で防災意識・知識や避難行動が意識付けられている日本人とは異なり、大地震を経験していない外国人にとっては、震災にどう対処して良いのか分からなかったという。さらには、震災直後は避難所のルールが分からなかった人も多く、避難

所での生活に苦勞したとのことであった。現在、MIA では留学生や技能実習生など地元に住む外国人を対象に、健康・医療・防災講座や公共施設での体験プログラムを開催している。また、宮城県内で自然災害が発生した場合、行政の災害対策本部からの要請で災害通訳ボランティアを派遣し、避難所生活を送る外国人のサポートも行っているそうである。

東日本大震災以降も、日本では様々な災害が発生し、外国人や留学生対応は課題となり続けている。2016年の熊本地震では、熊本県内の大学は国内の学生への対応に追われ、留学生への連絡が後手に回る事もあったという。また、多くの大学では、災害時の行動や避難所の場所についてのガイダンスが行われておらず、特に留学生向けには具体的なガイダンスが無いのが現実である。そのため留学生の中には、災害が起きたら自分たちで対処しなければならないと感じている人もおり、前段の避難生活におけるストレスの問題にもつながる重大な問題となっている。

現在、国のガイドラインとして「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」といった施設管理者向けのものこそあるが、日本で生活している外国人や留学生向けのものは、多くの自治体や団体が多言語で災害支援情報を発信していることが多いようであり、つまり、それぞれの機関が独自の方法で情報を発信しているのが実態のようである。しかし、それでも台風や洪水、地震など、日本で頻繁に発生する自然災害への対処法について、多くの外国人に知識がないままであることは明らかである。

九州大学における障害を有する学生と教職員への対応

障害を有している人達は、災害時には災害弱者に陥る。これは学生・教職員の区別は関係なく陥ってしまうものである。障害を有していても、安心安全に避難行動や避難生活ができるようにすることは、日頃から彼ら彼女らを受け入れている大学の責任と言えよう。

九州大学の「危機管理規則」第4条において位置づけられている危機管理委員会では、福岡県内、近県において地震や火災、風水害、その他の大規模災害の発生に備えるため、また災害が発生した場合に被害を最小限にとどめることを目的に、「災害対策マニュアル」（2019年12月版）を作成している。この「災害対策マニュアル」では、災害時の対応や連絡体制、災害応急対策などについて基本的な事柄について記しており、本学においても参考になると考えられる。

障害を有する学生や教職員に対しては、さらに詳細な内容が必要であることから、「災害

対策マニュアル」を踏まえ、「災害時における障害者対応の基本方針」(以下、「基本方針」)を定めている。この「基本方針」は、2017年5月に学内組織である障害者支援推進専門委員会によって決定された。「基本方針」では、①障害者の把握、②避難誘導の支援、③災害時の連絡体制、④災害時の避難、⑤災害時の避難手順の事前確認、の5項目について指針を示している。

①の障害者の把握では、学内の各部局の長に対して、日ごろから、所属する障害者の障害特性について十分な理解が必要であることを明記している。また、災害が発生した際、部局内の関係者が相互に情報を共有し、避難支援を行なうことも求めている。

②の避難誘導の支援では、あらかじめ要望書を提出することを求め、要望書に基づいて避難誘導するための体制を整えるとしている。避難誘導に際しては、教室や執務室、研究室等の各部屋や部門ごとに、障害者の身近にいる者が避難支援等を行なうことが望ましい、としている。つまり、教室や研究室をはじめ、その他の学内施設にいる教職員や部局長の指示を仰ぐまでもなく、教室等で身近にいる学生同士が互いの存在を気に留め、助け合い、避難支援を行なうことを促しているのである。

③の災害時の連絡体制を整えていくにあたり、あらかじめ提出された要望書に基づき、災害時個別対応書を作成するよう求めている。その際、事前の申請がなかったものの、把握できている障害者がいる場合は、災害時個別対応書に準じ、障害特性を踏まえた対応に努めることが求められている。

④災害時の避難では、避難誘導を行なう者に対して手順を示している。災害発生時の安否確認や、居室内での安全確保にはじまり、沈静後の一時避難場所への誘導や、避難先での体調不良者への対応など、避難誘導を段階に分けて記している。

⑤の災害時の避難手順の事前確認においては、防災(避難)訓練等を実施するなどし、避難補助具等の設置や、安否や避難ルートを事前に調べ、確保しておくことの重要性について記されている。また、事前に準備するに際して、「災害時における障害者対応の障害特性に応じた基本事項」を十分に踏まえ、特性を理解した上で対応をすることも求めている。

以上の通り、「基本方針」では、各部局の長に対してのみならず、教室や研究室等の学内施設を利用する教職員や学生に対して、日ごろから障害理解を深め、障害の特性を十分に踏まえたうえで、事前の備えに取り組むことが定められている。また、避難の際は特に、教室や研究室などで互いの存在を気に留めながら支援し合うことを促している。この内容から「基本方針」では、災害発生時に、教室や研究室等において、教員のみならず学生も、

身近にいる障害を有する学生の退避支援が必要であることに言及していることがわかる。これは、先にも述べた「危機管理規則」第3条5において定められている、学生も危機管理意識をもって、各種活動を行わなければならない、という内容にも沿ったものであると考えられる。このように、災害時に際しても、身近な他者の存在に気を配り、教室において身近な学生同士で退避を支援（ピアサポート）し合うことを促していることは、非常に意義深いと言えるだろう。

3. 研究テーマ3「災害法制と各法律との関係性に関する研究」

大学が行うべき災害救助

研究テーマ3は、大学が大規模災害等に於ける恤救・避難所設置等により罹災者等に対して協力（以下、救助と呼称）する際の、法的責任を含む問題を検討することにある。大学が救助する際、その枠組みとして考えられる大枠の法律は、災害救助法1条である。

同法1条では、「この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的」としていることから、ここに言う「国が…その他の団体及び国民の協力の下に」を根拠とするものである。

同法にある「災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図る」趣旨から言えば、大学が救助することは、社会的責務を負っている、と考えられる。従って、研究テーマ1、研究テーマ2にある問題設定は、喫緊の課題に対して行われているものであり、本テーマは、それらに法的検討を加えることで下支えすることにある。

この時に問題となるのは、大学が救助する際に生じることも考えられる各種の事柄に対する法的責任である。もとより、大学が救助する際は、何も大規模災害が起こった時、その一瞬というわけではない。事前に大規模災害が生じることを想定し、例えば各級自治体との協議により協定書を結ぶことも必要であろうし、大規模災害に対する訓練も必要とされる（訓練の際に発生した人的・物的損害への対応も含まれる）。つまり、事前に出来る手は、確実に打っておくことが必要となる。

大規模災害が発生した際には、初動から始まるが、その中には、大学が救助する際に、罹災者等に対して安否確認を求められた際の個人情報保護等も含まれる。特に、東日本大

震災の際に避難所等に於ける適切なサービス提供の際にも、個人情報保護法に基づく個人情報の提供の正しい理解がされておらず、少なからず問題となった（岡本正「災害対策と個人情報利活用の課題」社会情報学 3 巻 3 号 1 頁以下（2015 年））。

個人情報保護法に於ける各種義務規定の適用範囲は、法律上は民間の「個人情報取扱事業者」に限られる。さらに、本法ではなく、行政や独立行政法人等のためには、別の個人情報保護法令が設けられている。そして、自治体が保有する個人情報については、地方公共団体それぞれが（例えば、埼玉県は埼玉県の、坂戸市には坂戸市の、毛呂山町には毛呂山町の、それぞれ別個の）「個人情報保護条例」がある。これにつき、大学は、本法が義務を課す「個人情報取扱事業者」に該当するか否かを含めて、適用範囲や例外条項の存在を予め設定した上で、救助することが必要となることが明らかとなった。

自然災害による損害の発生と大学の法的責任

上記のとおり、大学が災害救助に関するサービスを、個人情報を保護しながら提供しなければならないとすると、もし大学が災害救助のサービスを提供できず、何らかの損害を大学関係者（教職員・学生・関係業者・地域住民含む）に与えた場合、あるいはサービスを提供したが、その結果、何らかの損害を与えてしまった場合、大学の法的責任はどのように考えられるであろうか。もし自然災害により大学関係者に何らかの損害が生じた場合、大学側（設置法人・役職者等）は、被害者に対して、損害賠償責任を負うことになる（債務不履行責任《民法 第 415 条》、不法行為責任《民法第 709 条》、国公立大学の場合は、国家賠償責任《国家賠償法第 1 条、第 2 条》）。

損害賠償責任を負うことになるかどうかについては、あるいは損害賠償額を減らすことができるかどうかについては、事前にどれだけ災害救助に関するサービス提供の取組をしていたのか、そして損害の可能性を想定し十分に対策・対応を行っていたのかが重要となる。すなわち、研究テーマ 1、研究テーマ 2 で明らかとなった問題に対して、本学がどれだけ取組をしてきたのかが問われることになる。そのためにも、自然災害による損害の発生を予防すること、または最小限にとどめることを目的とし、さらには被害者の救済を目的として、法的責任の観点から、大学側の防災対策を検討する必要がある。すなわち、単にマニュアル類を作成していれば責任を逃れることができるということにはならないのであり、それらの中身について、取り組む内容とその達成状況（つまり PDCA）が検証されなければならないと言える。

Ⅲ 本学への提言

1. 研究テーマ1「大学における災害対応の事例調査研究」からの提言

研究テーマ1に関する提言としては、火災に偏重した防災管理規程の見直しを行い、災害の種類に関係なく危機管理対策・対応としての体制整備と業務分担を行うことを指摘したい。そもそも「城西大学防災管理規程」は「防災」を謳いながら、その内容は「防火」である。まず体制においては、第9条に防火担当責任者と火元責任者を置くことが、第12条には自衛消防隊の編成が規定されている。これらが行う業務は、当然のことながら、防火に関する業務である。第16条から第26条までの防災対策の章においても、消防計画の作成や消防設備の点検、あるいは火気や危険物に関する事等、その内容のほとんどは、災害を想定したものではなく、火災があった際の想定にしかになっていない。防災業務に関しては第25条と第26条にわずかに記載があるが、業務内容も防災の予防措置も防災物資の常備について、全く具体的な記載は無い。第4章の「災害発生時の活動」においては、多少の応急対応業務が書かれているが、あくまでも大学が、または学長が行うことであり（第27条の安否確認については「部局長及び事務局長」という抽象名詞が実施主体として書かれているが）、「誰が」「何を」応急対応業務として行うのか不明である。

「誰が」「何を」応急対応業務として行うのかを明確にするためには、応急対応の体制が整備されなければならない（行政で言うところの非常体制、災害対策本部を設置した体制のこと）。規程の第6条には、平時においては防災対策委員会を設置し、管財課がその事務を行うこととなっており、同様に第7条で設置される防災対策事務連絡協議会の事務も管財課が行うこととなっている。しかしながら、危機発生時においては、どのような体制になるのか全く不明である。第33条には「学長は、(中略)危機対策本部を設置し、総指揮に当たる」とあるが、「危機対策本部」がどのような体制なのか記載は無い。おそらくは防災対策委員会が横滑りするものと想定されるが、学長以下教員が果たして災害時に参集することができるのだろうか。もし平日日中以外の場合は、どのようにしてこの委員会を開くことができるのか。そもそも学長は大学に来ることができるのか。意思決定権者である学長が大学に来られない場合、誰が意思決定を行うのか。代理権者の順位を決めておかなければならないし、当然、その代理権者が大学の最寄りに住んでいるのかも重要となる。代理権者は教員に限定せず職員も候補にあげて検討すべきであり、また応急対応時には、理事会や教学マネジメント会議といった普段の意思決定プロセスとは異なる意思決定プロセスを踏むことになる。おそらく学長等意思決定権者に決定権は一任され、その場その場

での意思決定が行われることになる。その時の意思決定について、事後承諾となることを認めることも、規程に定めるべきであろう。だからこそ、防災を所管する部署は施設管理の管財課ではなく、組織管理を司る総務課か学長直轄の学務課が事務局を務めるべきである。

このように体制が整備されることで、各部署とそこに所属する職員が何の応急対応業務を行わなければならないのかが明確になってくる。現状、火災の対応しか想定されていない本学の規程では、安否確認はもちろん、避難者対応や避難所設置といった対応は困難であろう（悪くすれば災害関連死を招きかねないことになる）。どこまで物資の備蓄が行われているのかも不明である。少なくとも、応急対応業務を行う上で、危機対策本部員と職員の参集基準、参集基準に応じて休校期間を定めておくことが必要である。休校期間は普段の日常業務（学生対応等）を行うのではなく、応急対応業務を行う期間である。例えば、埼玉県内か東京都内で震度 5 強が発生した場合、指定された職員は大学に参集し学内の被害状況や学内に残っている学生教職員の安否を確認する。鉄道各線の運行状況を調べ、発生日と翌日の授業を休校するか、早急に検討する。震度 6 弱であれば、危機対策本部員と各部署の 5 割の職員が参集し、発生日の翌日から 7 日間は自動的に休校期間として応急対応業務にあたる。震度 6 強以上は、危機対策本部員と全部署職員が参集し、発生日の翌日から 30 日間は自動的に休校期間として応急対応業務にあたる。このように災害の発生程度に応じて自動的に担当者が取るべき行動をプログラム化することが求められる。こうした行動プログラムは、行政機関であれば BCP で定める傾向にあるようだが、無理に BCP を策定する必要もなく内規で定められるので、早急に取り組むことが可能である。

2. 研究テーマ 2 「避難生活に関する心理の研究」からの提言

研究テーマ 2 に関連する提言として、避難者のストレスに関する課題、留学生・外国人対応に関する課題、障害を有する者への対応に関する課題ごとに説明する。先ず避難者のストレスに関する課題については、前述のとおり、避難者の「汎適応症候群 (GAS: General Adaptation Syndrome)」、「攻撃行動」、「コミットメント (関与) と心理的拘泥」を防ぐためにも、避難所運営の体制整備が求められる。避難所運営の体制整備とは、避難所運営や物資の管理を担当する部署・職員・業務の明確化 (人員配置) である。その上で、情報収集や共有をどうすべきなのか、検討しなければならない。また事前に避難所の設営図を作成し、個人空間を確保した上でどれくらい避難者を収容できるのかを検討したり、避難者運営に必要な資機材やその数を検討して備蓄したりするといった対策も必要となる。ス

トレスチェックリストの作成や避難者のストレス相談については、保健センターの協力も欠かせないであろう。しかし、これらは本学の防災管理規程には定められていない。

留学生対応に対しては、他大学の対応が参考になると思われる。例えば京都大学は京都府立国際センターと提携し、数か国語で防災ハンドブックを発行し、地震や風水害への対処法、災害時の連絡方法など、総合的なガイドを行なっている。また、昨年 10 月には留学生を対象としたオンラインセミナーも開催されていた。本学でも、留学生のオリエンテーションの一環として、このように留学生を対象にした災害対策や防災に関するセミナーなどを開催することが望ましいと思われる。避難所への見学や、地域社会の統一のため、留学生や外国人コミュニティと一緒に地域へ出向くことも有効であろう。特に、避難所は災害の際に多くの外国人も利用するため、重要な活動だと考えられる。さらに、大学では、防災に関する教材をカリキュラムに組み込んだり、サービ斯拉ーニングやプロジェクトベースの学習を通じて日本語のカリキュラムに組み込んだりすることも導入すべきである。

留学生対応と同様の取組が、障害者対応においても求められる。九州大学においては、教室や研究室などにおける障害学生への支援は、本人の申し出に基づき、TA やピアサポーターが配置されている。TA やピアサポーターは、教室や研究室などにおける学生による学生支援（ピアサポート）を支える制度の一つである。九州大学では、配置する TA やピアサポーターを育成するためのシステムが構築されている。例えば、TA を育成するに際しては、TA ポータルを通じて、TA 教育プログラムを受講することになっている。この TA 教育プログラムにも、学生の危機管理意識を高める仕掛けが見られる。例えば、九州大学の学生の危機管理意識を高めるための主な取り組みとして、危機管理委員会が枠組みをつくり、教職員や学生等の危機管理意識の涵養をどのように図るのか、検討する役割を有している（危機管理規則第 4 条（6））。また TA 教育プログラムの必修科目として、安全教育（安全講習）を位置づけ、教室や研究室などの学内施設での不測の事態に備えるための基本知識について学ぶよう整えている。この TA 教育プログラムにも、「危機管理規則」第 3 条 5 が反映されていることを読み取ることができる。

上述の内容から、九州大学では危機管理委員会が作成した「災害対策マニュアル」に沿って、事前に提出された要望書等に基づき、障害の特性を十分に理解した退避誘導を考え、備えることを目指していることがわかる。また、「災害対策マニュアル」では、教室や研究室、学内施設等での退避支援については、教職員や部局長の指示を仰ぐまでもなく、身近にいる人たち同士で存在を気にし合い、退避を支え合う必要があることにも言及していた。

また、教室等において不測の事態が発生した場合に備え、学生の危機管理意識を高める仕掛けの一つとして、教室に配置される TA にも、安全教育が必修科目として位置づけられていることも見えてきた。こうした九州大学の取組は、本学でも参考となる取組であろう。

3. 研究テーマ3「災害法制と各法律との関係性に関する研究」からの提言

研究テーマ3では、この研究で明らかとなった個人情報保護のみならず、事前に検討可能な法的問題を洗い出し、いかに大規模災害が発生する以前に準備や検討を行っていないか、が必要となる。特に、大学が救助するのは、学生・教職員といった大学構成員のみならず、付近住民を含めた不特定多数、それも、極めて膨大な数の方々となることから、事前に検討、及び関係者への周知や理解増進を行っておかなければならない。周知については、日頃からの広報や啓蒙活動が重要であり、理解増進はそうした活動による成果である。普段から大学が学生、教職員、地域住民、関係機関に対してどれだけ誠実な対応をしてきたのかが問われることになる。独りよがりな取組をしていては、誰からも理解はされないのである。

IV 残された課題

本研究はコロナ禍に行われたものであったため、当初の予定どおりに現地調査が行えず、大幅にスケジュールや研究方法を変更する結果となった。それでも、何とか当初目的である「過去の教訓の分析結果から本学の今後の対策についての提案」を上述のとおり行うことができた。しかしながら十分に研究できたとは言い難い点もある。

例えば研究テーマ3では、「大学の災害対応に関する法的規制の検討および災害による損害の発生と大学の法的責任」について、調査研究を進める予定であった。具体的には、自然災害（地震、台風、津波等）による損害の発生と大学の法的責任について、判例・裁判例の調査・検討を行うことを目指していた。その理由は、過去の判例・裁判例から、自然災害による損害の発生について、どの程度の対策を講じていれば、大学側に法的責任がないと判断されるのか、どのような場合に過失がないと判断されるのかが明らかになるからである。これにより、大学における防災対策の一定の基準を示すことができると考えていた。しかしコロナ禍により研究期間中の調査が十分に実施できず、そのため、現在も継続して取り組んでいるところである。

また、研究成果を実社会にどのように還元するかも問われる。例えば、留学生や障害の

ある学生、あるいは地域住民の防災知識向上のために、災害関連のセミナーや訓練を提供する必要がある。留学生や外国人対応について、京都大学では地域の国際機関やセンターと連携したオンラインセミナーを開催している。こうした取組は、本学でも行うことができるのではないか。あるいは留学生の学部共通の必修科目として、学びの機会を提供することも可能であろう。国際交流や福祉団体との連携、ボランティア活動などの地域活動の機会を増やして、防災にも応用ができるはずである。そうすれば、災害時の避難所対応の負担を軽減することにもつながるであろう。坂戸市や毛呂山周辺との連携を深めるために、また今後の研究プロジェクトとして、本学の留学生や障害持ちの学生が災害対策の知識や大規模災害が発生した場合の行動に対する理解度を計るため、質的調査を行いたいと思う。

V 研究成果

1. 論文発表（査読なし）

査読なし

飯塚智規（2021）「ユートピアから省かれる災害弱者」『城西現代政策研究』15(1) pp.3-18.

真殿仁美（2021）「災害多発国家中国に見る防災減災への取り組み」（『城西現代政策研究』第15巻第1号）、pp.33-51。

2. 口頭発表（学会発表、シンポジウム）

飯塚智規「城西大学第1回地域連携シンポジウム「埼玉県が直面する自然災害の実態と地方自治体の防災・減災対策」について」（宇宙・産学官・地域連携コンソーシアム（ここから武蔵コンソーシアム）、2022年3月23日）

飯塚智規「県と市町村が協力して進める防災体制の整備事例」（第一回城西大学地域連携シンポジウム、2021年11月12日）

3. MISC（新聞報道、報告書等）

飯塚智規（2022）「【地域連携報告】本学で地域連携シンポジウムが開かれた意義と今後の展望」『地域と大学 城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要』（2）pp.47-49.

飯塚智規（2021）「【地域活動ノート】「疑わしくは行動せよ！」J-DAG（Just-Disaster Action Game）を活用した地域連携・教育実践例の紹介」『地域と大学 城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要』（1）pp.60-61.

飯塚智規「城西大学第1回地域連携シンポジウム「埼玉県が直面する自然災害の実態と地方自治体の防災・減災対策」（埼玉新聞 8面、2021年12月17日）

VI 熊本大学・熊本学園大学へのヒアリング調査記録

1. 熊本大学へのヒアリング調査記録

●ヒアリング実施日

- ・2021年8月31日（火）14時00分～15時30分

●熊本大学ヒアリング先

- ・熊本大学総務部総務課長
- ・熊本大学総務部総務課係長（総務担当）

●ヒアリング実施者（役職はヒアリング当時のもの）

- ・松野 民雄 城西大学現代政策学部 教授
- ・眞殿 仁美 城西大学現代政策学部准教授
- ・リッチー・ザイン 城西大学現代政策学部准教授
- ・飯塚 智規 城西大学現代政策学部准教授

●質問項目と回答

【大学の防災体制に関する質問項目】

1. 熊本地震における貴学の災害対応の体制（特に本部の事務局機能を司ったのはどの部署であるのか）、教職員の参集状況、意思決定プロセス（例えば、本部会議の開催状況や会議の議題設定等）について、ご教示ください。
 - ・記録集（<https://www.kumamoto-u.ac.jp/whatsnew/soumu/jishinkirokusyu>）の11ページからを参照。
 - ・大規模災害対応基本マニュアルを平成19年3月に着手。
 - ・要綱で参集体制を整備。熊本地震では第3次参集体制。
 - ・本部長は学長、副本部長は事務系理事（安全管理担当）。本部員は執行部と部長級職員。災害対応の事務局は総務部総務課。
 - ・班員の中には被害者もいたし避難している人もいる。すぐに全員が参集できたわけではない。学長等来られた方々で初動を行った。
 - ・本部の意思決定は記録集の26ページ参照。前震のときは、大学の施設の被害状況を

確認し、第一報を学長へ。翌日 10 時に会議を行い、情報を本部にあげることを確認。事務局系理事が学外への情報発信を優先するよう指示した。ライフラインの被害が軽微で、すぐ復旧できたいので、「お知らせ」で情報発信をしていった。「お知らせ」は 17 時に毎日情報発信した。会議は翌年 4 月 17 日までトータル 41 回開催した。

- ・会議での議題は、日々の被害状況等の確認が主。被害の全貌が見えると復旧の計画（短期・中期・長期で）を検討していった。部局ごとに何から業務再開をしていくのか復旧事項を精査した。主に学生の授業対応、学事歴の変更が検討事項にあがった。その他、学生への経済支援策、学生ボランティアの派遣方法、基金の創設、復興キャンペーン（復興の旗印）といった取組については、これらアイデアは各理事から寄せられた。

2. 熊本地震発生前は、災害対応の体制整備、防災計画・事業継続計画（BCP）やマニュアル類の整備、教職員を対象とした防災研修や訓練、資機材や物資の備蓄等に、どれくらい取り組まれていましたでしょうか。また震災後に取り組まれるようになったものがあれば、ご教示ください。

- ・記録集 2 ページを参照。平成 19 年 3 月に体制と計画を定め、翌年 3 月に大規模災害対応基本マニュアルを策定。平成 22 年度からは防災・消防訓練を実施（これは今まで行ってきた防火訓練の延長線上のもので、地震の対応に直接約だったかは分からない）。平成 23 年度からは教養科目として新入生に、防災マップ等について「共通基礎科目ベーシック」で教えている。
- ・マニュアルができ、各部局に機材の一覧表を配り資機材の情報を共有。これで各部局が用意している物品を把握することができた。以降、各キャンパスに防災倉庫を設置し、年度計画で一括して機材購入をするようにしている。例えば、3.11 を契機にブランケット、簡易トイレ、キャンパス間移動のための乗り物に必要な発電機・ガソリンを購入。
- ・BCP は平成 31 年、震災を受けて作成した。また、安否確認訓練を年 1 回するようになった。

3. 地域防災に関して、大学全体として学生や地域と連携して取り組んでいる活動（例えば防災教育や防災訓練）や、留学生・外国人向けの支援活動（日本語以外でのサポートや防災教育の実施・防災教育への参加等）があれば、ご教示ください。

- ・大学として防災での地域連携は把握していないが、本学のくまもと水循環・減災研究

教育センターで防災研究を専門に扱っており、地域防災についてはそこで取り組みをしている。留学生向けも把握していない。

【熊本地震における災害対応に関する質問項目】

4. 避難者や他機関からの応援の受入、避難所の設営・運営、物資等の確保・避難者等への配布、障害のある方や留学生・外国人避難者への対応に関して、当時どの部署が担当をされたのか、ご教示ください。(何故その部署が担当することとなったのか理由も分かればご教示願います)。

- ・記録集 58 ページを参照。
- ・本学で避難者の受け入れ調整はしていない。その前に避難者が押し寄せてきた。元々、大学を開放する方向で検討してきたので、そのまま避難所としてやることになった。
- ・国立大学協会の支援により、大学からの支援窓口が九州大学になった。
- ・人的支援については、建物の被害判定（応急危険度判定）、技術・施設系職員の派遣をしてもらった。
- ・個人による応援はお断りした。
- ・熊本市からの相談を受けて避難所を開設する予定だったが、地震が大きくなりすぐに本学のグラウンドに避難者が集まってきた。そのため、すぐに体育館を開放した。
- ・避難所については、教職員や有志の学生が尽力してくれた（避難所開設経験のある教員の力が大きかった）。その後、避難所ルールができてから、避難者に避難所運営をお任せするようになった。
- ・支援物資は会議室に入れて、そこで仕分けを事務職員で行った。また、事務職員がトラックを運転して避難所等に配送も行った。
- ・メンタルケアについては記録集 38 ページ。保健センターでメンタルケアをした他、留学生は国際関係の部署・教職員で対応した。

5. 学生（留学生含む）や教職員の安否確認について、どのように行われたのか、ご教示ください。また熊本地震当時の在籍学生数・教職員数・留学生数（短期・長期別、国別等）が分かれば、ご教示願います。

- ・記録集 28 ページ。各職員が電話やメールで学生に安否確認を実施し、学生名簿と突

合した。本来は教職員・学生から安否の連絡をすることになっていたが、自ら連絡してきた学生や教職員はわずか。そこで総合統括情報センターで急遽安否確認システムを作り、ようやく迅速に安否確認できた。

- ・学生 8,000 人、院生 2800 人、ベッカ 60 人、付属学校 140 人、2600 人（教職員）、1500 人（留学生）：外国人内訳 HP の熊本大学概要の 2016 年版 (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo/gaiyou/2016gaiyou-file/16-all.pdf>) を参照。
6. 避難所運営について、学生や近隣住民（特に高齢者・障害者・外国人（留学生含む）・その他の特別な配慮を必要とする要配慮者）を受け入れるにあたっての準備、また学内外と調整を要した案件や、避難所開設・運営上の課題がありましたら、ご教示ください。
- ・準備はできず。すぐに避難者はグラウンドに押し寄せてきた。だからすぐに体育館に入れた。記録集 51、53 ページを参照。
 - ・避難者運営のノウハウを持った教員が学生に運営方法を伝授し、さらに避難者に伝授した。やはり学生の力は大きい。地域の公民館や学校での避難所でも活躍した。
7. 熊本地震の発生による講義の中断・再開や避難所の開設・閉鎖については、どのような判断基準のもと意思決定がなされたのか、ご教示ください。
- ・4月14日(木)夜の前震では被害軽微、金曜の会議で月曜日から授業する予定だった。しかし金曜深夜の本震で大きな被害が出て授業はストップとなった。
 - ・教職員や学生が大学に出てこられるようになったか、施設は復旧したか、教育できる環境は整ったか、避難所との関係で、授業を再開の判断を行った。
 - ・避難者の数、避難所の集約、熊本市と相談して閉鎖を決めた。避難所閉鎖については熊本市の方から避難者に説明を行った。国際交流会館で留学生は受け入れた（5月末まで）。
8. 熊本市等の行政機関、国際交流センター等の関係機関、民間企業・NPO 団体等との連携について、支援の受入や調整を要した案件・課題がありましたら、ご教示ください。
- ・熊本市が避難所の運営を行い、市職員が派遣されることになっていたが、とてもそのような状況ではなかった。各避難所に 2 名の市職員が地震後に来たが、「行け」と言われたから来ただけで、避難所運営はできなかった（市職員はノウハウを持っていなかった）。

- ・今は市と連携して、職員同士での顔合わせや開設ルールについての確認・共有を年に1回行っている。
- ・国際交流センターとの連携は把握していない。

【地域防災における大学の役割に関する質問項目】

9. 熊本地震の教訓を踏まえて、改善したり新たに組み組んだりしたことがあれば、ご教示ください。また大学として地域防災にどのように取り組んでいくべきか（大学及び学生は地域防災に対してどのような役割を果たすべきか）、担当者としてのお考えをご教示ください。
- ・熊本地震後、BCPを策定。安否確認システムを利用した訓練を年1回実施。
 - ・大学には防災やボランティアを専門的に研究されている先生がいる。研究成果の実践、知見の活用。それらを県・市町村に提供すべき。大学には人的資源がある。外国語に堪能な先生もいる。医者もいる。メンタルケアもいる。施設もある、バリアフリーになっている。物的資源もあるので、地域の市民に開放して社会に貢献すべき。

【質疑応答】

問：保健センターでは、障害のある方のデータや人数把握しているか。安否確認する際に、特別な手立てを生じたか。記録集100ページには「安否確認大変だった」とある。何が具体的には大変だったのか。

回答：保健センターで数字までは把握できていない。学部の何年に誰がいてどうよう障害があるかまでは分からない。特別な手立てもない。安否確認は学部によって違いが出た。ラインを利用しクラス単位で安否確認ができたところ、電話してもつながらなかったところ、学部間で大きな違いがあったようだ。横のネットワーク（学生間のつながり）がある方が機能したように思う。

問：熊本は地震が起こらないと行政からPRされたことがある。記録集2ページに防災意識の向上で、災害史は教えてきたとある。どう防災教育をしてきたか。

回答：私も熊本で生まれ育ったが、地震についての教育は受けたことなかった。水害はある。本学がマニュアルを作った当時は、各国立大学でマニュアルを作り始めた時代

だった。他大学の大規模災害マニュアルを取り寄せた。それを参考にして地震（を含めた危機管理）についてのマニュアルを作成した。

問：留学生の安否確認。地震後、国際センター任せだったということで良いか。

回答：留学生については、各学部と連携して安否確認を行ったが、主に国際センターの部署で安否確認を行った。安否確認システムを作ると安否確認のスピードがぐんと上がった。

問：留学生のニーズは？避難所の情報等を正しく把握できたか。

回答：分からない。記録集 39 ページ写真上の 2 枚は体育館、下の 2 枚は国際センター（もともと食堂だったが改修したばかり）。少しのことで泣いてしまう方もいた。そのため、国際のスタッフ、保健センターと一緒に対応した。中国大使館から連絡があり、GW 前には帰国させて欲しいということで、すぐに福岡の総領事館からバスが来た。台湾からも電話があった。大使館からは安否確認を求められた。

問：普段の中国大使館とのつきあいについて。

回答：1 年に 1 回ぐらい表敬にくる程度。県内の留学生を集めて年に 1 回お祝いしている。

問：防災訓練、留学生の参加はどうか。日本語のレベルは高いか、特別扱いをするといったことはしたか。

回答：日本語ができる留学生が多いので、特別扱いはなし。中国とインドネシア、ベトナムの留学生が多い。

問：安否確認システムについて。

回答：災害対応中に作った。理系学生はシステムを使って安否確認の反応をしてくれる。文系学生はよくわからない。このシステムはガラケー未対応。今、学生にシステムを利用するように指導しているかは不明。ただ 1 年の情報基礎で当時はアナウンスしていた。しかし現在は風化しているかも。

問：災害対策本部の体制についてマニュアルはどこが作成したか。PDCAはどうか。

回答：マニュアル類は総務課で作成した。総務課が危機管理を担当することを所掌している
るので、それはやらなければならない。BCPも作ったが、それが実態に即している
かは分からない。計画・マニュアルの点検まではなかなか難しい。

問：記録集 184 ページにあるサテライトラボについて。

回答：都市計画・まちづくりの先生方による取組で現状は分からない。

問：職員の参集状況等、各部局間での情報共有（下から上、上から下、横の情報の流れ）
について。

回答：各部署で数字をまとめて、総務部（総務課）・経営企画部で集約し会議に投げる。間
に合わない場合は、後からあげる。上からの指示も総務部・経営企画部に落として
から各課へ。マンパワーは厳しく 6,7 名（総務部総務課）。ルーチン化されるまでが
大変。最初は行きあたりぼったりだった（GW 前は休みなし）。

2. 熊本学園大学へのヒアリング調査記録

●ヒアリング実施日

- ・2021年9月1日（水）14時00分～16時05分

●熊本学園大学ヒアリング先

- ・熊本学園大学総務部長

●ヒアリング実施者（役職はヒアリング当時のもの）

- ・松野 民雄 城西大学現代政策学部 教授
- ・眞殿 仁美 城西大学現代政策学部准教授
- ・リッチー・ザイン 城西大学現代政策学部准教授
- ・飯塚 智規 城西大学現代政策学部准教授

●質問項目と概要

【大学の防災体制に関する質問項目】

1. 熊本地震における貴学の災害対応の体制（特に本部の事務局機能を司ったのはどの部署であるのか）、教職員の参集状況、意思決定プロセス（例えば、本部会議の開催状況や会議の議題設定等）について、ご教示ください。
 - ・当時は総務課長で災害対応。熊本市の中央区に本学がある。人の集まってきやすい立地。学生は5,000名。附属高校、中学校、幼稚園がある。
 - ・防災体制について、危機管理規程第8条に基づき設置。規程は平成26年に作成。熊本地震で初めて災害対策本部を設置した。
 - ・理事会・教授会をとおさないで大学は意思決定できないが、緊急性の高い危機が発生した際、ごく少数のメンバーが集まって、通常とは異なる意思承認が行われ（災害対策本部による決定）、理事会等には事後承認が許されることを規程では明記している。
 - ・本部委員長は学長、そのもとに本部と班を設置。どのような班を設置するのかについては、規程の中で盛り込まれておらず、危機のときに必要な班を決める。
 - ・総務課が全体をしきり（事務局機能）、安否確認は総務課と学生課、授業再開は教務課、援助金は学生課や就職課、教職員の被害状況の把握は人事課で担当した。

- ・ 参集状況について、前震の際は夜間部のために事務職員が学内にいて（各課から 1 人が配置されている）、21 時 15 分まで勤務。鍵を返すところで前震が発生。当日は●●氏（ヒアリング相手）も夜間部の担当日で、帰宅途中に電話が通じなくなったので、一旦帰宅した後、家族の無事を確認して大学に戻った。
 - ・ 前震の際は、理事長・学長も大学に来ていた。その他、夜間部の教職員、警備員が正門案内所に集まっていた。まだ学内に残っていた学生たちを建物の外、グラウンドに出した（学生は 60 人程度部室棟に残っていた）。
 - ・ 前震の際は理事長・学長が現場で協議し、休講を決定（その際も震度 5 以上が断続的に発生中）。付属校の校長にその場で休講を電話連絡した。
 - ・ 本震のときは近隣の教職員もかけつけ初動対応をした。次の日の朝、職員は全員集合、教員は学部長以上が出て対応を検討した。
 - ・ 本震の次の日の朝、全学の危機管理委員会のメンバーが駐車場に集合し（学内は窓ガラス等が割れていて使用できなかった）、災害対策本部を設置し、いつまで休講かを決定した。
 - ・ 本震直後は、全ての建物の窓ガラスが割れている。ガラスの手配をしても市内では手に入らない。ガラス代は 800～900 万必要だった。通常であれば学内での理事会や教授会による意思決定プロセスを得なければならない（三見積も必要）。しかし、災害対応している時にそんなことをしていたら、何も決まらない。本部で即時判断・決定をしていった。
2. 熊本地震発生前は、災害対応の体制整備、防災計画・事業継続計画（BCP）やマニュアル類の整備、教職員を対象とした防災研修や訓練、資機材や物資の備蓄等に、どれくらい取り組まれていましたでしょうか。また震災後に取り組まれるようになったものがあれば、ご教示ください。
- ・ 震災前は取組なし。備蓄倉庫もなかった。
 - ・ 震災後、職員研修会で BCP を作成。●●氏（ヒアリング相手）が色々なところで研修を受けて、ノウハウを大学に持ち帰り、研修を実施した。研修では、やることチェックリストを作成。どの課がいつまでに何をすべきか、全体図を作成し、そこに研修参加者が「やること」の付箋を貼り付けて検討していった。

- ・マニュアルはあえて作成していない。マニュアルをつくとそれで安心してしまい、書いてあることを覚えていない。だからチェックリストによる BCP にした。この研修は、今でも 1 年に 1 回は実施している。それぞれが何をすべきか意識付けが必要である。
 - ・全学での避難訓練を行うようにしている（現在、コロナで 2 年止まっている）。以前は火災の避難訓練はしていたが、地震のものはしていなかったもので、グラウンドまで学生を避難させるにはどうすればよいのかを考えた。
 - ・東北大学から情報を得て、教員と職員の役割を明確にして避難訓練をするようにした。教員は目の前の学生をグラウンドにつれてくる。事務職員は自分の部署から移動し、担当の棟（持ち場）で避難誘導係を行う。地震は大至急避難ではない。避難誘導するために、何分で自分の部署から持ち場に配置できるかを見ないといけない。
 - ・障害のある学生は、車椅子での自主避難は難しいと感じた。足が悪くても利用するのは電動車椅子・手動の車椅子・松葉杖等様々。また、健常者の学生と一緒に避難するのは難しい。簡易担架等に乗せて避難をできるようにもしている。また車椅子の学生が一人でも避難できるよう、校舎裏側にスロープをつけた（文科省に相談し補助金が出た）。
 - ・障害者支援室では、障害のある学生を把握しており、一人ひとりの避難のための支援計画書をラミネート加工で作成し、彼ら彼女らには鞆の中や車椅子に用意しておくようにしている。
 - ・備蓄倉庫も校舎の外に設置するようにした。外に設置している理由は、建物が壊れると資機材を取り出せないから。
3. 地域防災に関して、大学全体として学生や地域と連携して取り組んでいる活動（例えば防災教育や防災訓練）や、留学生・外国人向けの支援活動（日本語以外でのサポートや防災教育の実施・防災教育への参加等）があれば、ご教示ください。
- ・熊本地震を契機にボランティアセンターを常設し、地域でボランティア活動を行うようになった。また、ボランティアセンターを持っている大学と連携もしている。
 - ・教員による防災教育、社協との連携も行っている。
 - ・地域の人を巻き込んでの防災訓練をやりたいが難しい。一度、法人全体で訓練をやろ

うとしたら、付属校との予定の調整が難しく、また大学グラウンドには学生（付属校も含む）全員が入りきれないので断念した。

【熊本地震における災害対応に関する質問項目】

4. 避難者や他機関からの応援の受入、避難所の設営・運営、物資等の確保・避難者等への配布、障害のある方や留学生・外国人避難者への対応に関して、当時どの部署が担当をされたのか、ご教示ください。（何故その部署が担当することとなったのか理由も分かればご教示願います）。
- ・避難者対応は前震から行っている。前震の際、学生をグラウンドに出したが、近隣の高齢者もグラウンドに避難してきた。100人ぐらいが集まってきた。トレイを使用したいとの要望も出た。14号館に500名収納のホールがあり、トイレも多いので開放した。寒さをしのぐ必要もある。
 - ・14号館の開放にあたり、理事長からは14号館が崩れる可能性も指摘された。そこで寒くて外にいられない人が自己責任で利用するというので、建物を開放するという対応にした。それが避難所の始まり。
 - ・4月14日～30日、熊本で震度7が2回、6強が2回、6弱が3回、5強が5回、5弱が10回、4は98回、3は323回、2が859回、1が1,722回。そのような中での判断が求められる。何でもしなければという意識にはなる。
 - ・前震では有志教職員で対応を行った。
 - ・前震の次の日の朝、自宅に避難者は戻っていった（一部の人を除き）。総務課と有志の教職員2人は金曜も学内に泊まった、そして本震が起こった。
 - ・本震の次の日の朝、駐車場で危機管理委員会を開催。安否確認、700人押し寄せてきた避難者対応（14号館）、施設確認（破損箇所、ライフライン）を、先ずは行うことを決めた。
 - ・社会福祉学部の教員が避難所運営をすると申し出てくれた。そこで職員の方では後方支援と建物復旧・安否確認に取り組んだ。
 - ・避難所について、車椅子の人はベッドで体を伸ばすことも必要で、そのためのスペースがいる。しかし、そのスペースばかり意識すると健常者からやっかまれる。

5. 学生（留学生含む）や教職員の安否確認について、どのように行われたのか、ご教示ください。また熊本地震当時の在籍学生数・教職員数・留学生数（短期・長期別、国別等）が分かれば、ご教示願います。
- ・本震でパソコンが使えなくなり、サーバーも停止してしまった。
 - ・幸いにも前震の際に紙で学生データを打ち出していた。それで電話掛けを総務課が中心に、各課の応援も入れて、職員が一人ひとり行った。手作業で安否確認結果を紙に書き込んだ。
 - ・学生への安否確認の電話は約 2 万件行い、16 日から 21 日の 5 日間で完了した。学生は登録をしていない番号からの電話にはでない。何回も連続して電話する必要があった。
 - ・留学生や交換教員は留学生担当の国際教育課で行った。中国や韓国からは一時帰国要請があり、それで帰っていった。当時の在籍留学生数は中国が 23 人。韓国が 8 人、台湾が 1 人。ベトナムが 1 人、オーストラリア 1 人、カナダ 2 人、イギリス 1 人、ドイツ 1 人。
 - ・当時は教員が 179 人（学部教員だけだと 164 人）。教員への安否確認は学部長と教務部長で行った。なお当時の専任職員は 84 人、臨時職員が 78 人。合計 162 人。
6. 避難所運営について、学生や近隣住民（特に高齢者・障害者・外国人（留学生含む）・その他の特別な配慮を必要とする要配慮者）を受け入れるにあたっての準備、また学内外と調整を要した案件や、避難所開設・運営上の課題がありましたら、ご教示ください。
- ・避難所運営は、社会福祉学部の教員で担当。職員は後方支援。
 - ・地域で生活している人であれば、ペットがいても受け入れた（ペットが嫌な人とフロア・部屋を分けた）。その他にも、受験生のための勉強部屋、子育てのための部屋等、避難者のニーズに合わせて教室を提供。
 - ・避難所運営のためのルールや規則は設けず、避難者名簿も作成せず。その代わり、ビブスを着たスタッフをあちこちに設置し、声がけしてもらいやすいようにした。結果、トラブルはなかった。
 - ・避難所から出勤する人もいる。だから場所の提供を第一にした。
 - ・報道への取材協力は積極的にした（避難所は取材拒否も多い）。アピールしたおかげで全国から支援が寄せられた。最初は理事長のツテで、自分たちで車を走らせて食料を

取りに行くぐらい物資が無かったが取材後はそのようなことは無くなった。取材のおかげでボランティアも集まってくれた。

- ・各避難所に避難していた学生が、大学避難所の手伝いに来てくれて、学生ボランティアができた。交代で学生ボランティアを休ませることができるよう、さらに学生に声掛けをし、ボランティアを組織化した。
- ・当時は、市の指定避難所ではなかった。しかし有事の際、地域の人は指定の有無は関係なく避難してくる。
- ・車での避難も多かったので駐車場を開放し車中泊もできるようにした。
- ・地域の求めにどこまで応じるのか学内で共有する必要あり。
- ・今回のように避難所をつくるのはかんたんだが閉鎖が難しい。大学の都合で閉鎖は、残っていた人を追い出すことになる。行く当てがない人を出さないようにする。某大学は、それで相当SNSで誹謗中傷を受けた。

7. 熊本地震の発生による講義の中断・再開や避難所の開設・閉鎖については、どのような判断基準のもと意思決定がなされたのか、ご教示ください。

- ・講義中断の意思決定は上述のとおり。先ず1週間休講決定。それから5月8日までに変更し、9日から再開に決めた。判断基準は学生の安否確認、建物の復旧の見通し、見えそうな教室、学事歴の再検討の結果による。
- ・5,000名の学生の安否確認について、毎日、夕方5時に大学のHPに安否確認のお知らせを掲載。5,000人中何人の安否確認ができたと報告し、安否確認の呼びかけを行った。
- ・避難所の開設と閉鎖について、授業再開しても避難所を閉鎖しないとの方針を示した。避難者全員の行き先を確保できてから5月28日に閉鎖した。ただ出ていくのを待っているのではなく、避難者に個別ヒアリングをして各々の状況を把握し、帰宅に必要な支援サービスを提供した(片付けボランティア等)。自治会長の方からも、避難者へ帰宅を促してくれた。避難所しめるのは丁寧に行う必要がある。

8. 熊本市等の行政機関、国際交流センター等の関係機関、民間企業・NPO団体等との連携について、支援の受入や調整を要した案件・課題がありましたら、ご教示ください。

- ・前震の際に市から1名派遣されてきたが、その時は避難者の人数確認だけ。本震後は、2名の市職員が常駐。困ったら市に相談できるので安心はできた。

【地域防災における大学の役割に関する質問項目】

9. 熊本地震の教訓を踏まえて、改善したり新たに取り組んだりしたことがあれば、ご教示ください。また大学として地域防災にどのように取り組んでいくべきか（大学及び学生は地域防災に対してどのような役割を果たすべきか）、担当者としてのお考えをご教示ください。
- ・本学では、学生が迷惑をかけているお詫びも兼ねて、毎年、キャンパス周辺の自治会長を集めて懇親会を開いている。震災以降、懇親会では、学生へのクレームから感謝へと変わった。
 - ・ボランティアセンターの設置について、それまで外からボランティアを受け入れる経験がないし、そこまで手が回らない。受け入れる余力がなかった。しかし3.11のときに東北学院大学に出向いて協力を申し出たことがあった。そしてローテーションで学生ボランティアを東北学院大学へ送り込み、東北学院大学がハブで被災地にボランティアを送り込んだ。その付き合いがあり、東北学院大学からボランティア受け入れのアドバイスや応援を頂いた。
 - ・有事の際の対応を日常から考えておくことが大事。想定外に対応できるかどうかは、これまでの取組が発揮されるかどうかによる。

【質疑応答】

- 問：車椅子、障害者の方の受け入れ、他の避難所では見られない対応であった。地震の前から規程をつくり、意思決定の所定の手続きを省くこともすでに想定されていたが、なぜ、そもそも規程を作ったのか。また誰が作り、それはスムーズに認められたのか。
- 回答：各大学の規程を収集し作成した（規程を作るようになったプロセスは不明）。3.11、大学内の学生の不祥事等、危機管理事案に対する規程を一本作る必要があるという問題意識は、当時あったように思われる。スムーズに認められたかどうかは不明。ただ、コロナの対応でも2回めの対策本部を作っている。経験は生きている。

問：「人を大切にする」という考え方はどこから来るのか。メディア、特に熊本日日新聞との関係も良好。もともと地震の取組はなく、熊本は地震がないと言われてきたが、郷土史で地震は無かったのか。これからの取組アピールはどうされるのか。ボランティアに参加する学生のケアは当時どうしたのか。

回答：人を大切にできるのか、建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」によるかと思う。それが受け継がれている。特に社会福祉学部には、福祉の考え方があり、それで学部横断のスクラムが組めた。震災前は準備をしてこなかったこと、地震がないとの思い込み、防災意識は確かにあまりなかった。しかし、学長が災害対応に貢献できる学生を育てたいという考えがあった。当時の対応についての PR は、本にしたりシンポジウムを開催したりしたが、今はとまっている。やはりコロナ対応で多忙。学生ボランティアのケアについて、東北大学の方が来られて助言をしてくれた。その時、「今は学生も使命感で頑張っているが、どこかで気持ちが落ちるときがくる」と言われた。そこでボランティアを組織化し交代体制をつくった。またメンタルケアは、学生相談室にいる臨床心理士や社会福祉士と協力して対応した。

問：チェックリストを作成しているそうだが、チェックリストはどのようなものか（マニュアルとの違いは何か）。全学の避難訓練について、今はコロナでできていない。地震が起こったら、コロナ禍でもどうするのかを考えないといけない。避難所運営のためのルールや規則は設けず、避難者名簿も作成せずという方針について、トラブルは無かったのか。

回答：授業再開のために、いつまでに何をしなければならないのかを考えるために何係が何をするのかをチェックリストにして頭に入れることが BCP と考えている。冊子のようなマニュアルよりもチェックリストの方を意識した方が良いということを年 1 回の防災研修でしている。コロナ禍で、今の 1 年生は避難訓練を受けていないし、密にならずに避難訓練は難しい。HP 上でバーチャルでの避難訓練をできないかどうか、検討はしたことがある。ちなみに今年度の後期授業は夏休み後 65%が遠隔授業、35%が対面で実施となる。避難所のトラブルは起こらなかった。これはスタッフでない地域の住民も運営を積極的に手伝いに加わってくれたから。

問：対策本部での情報や指示の流れについて。

回答：対策本部の会議に各班から班長が来て、そこで情報を言い提案をする。事前に総務課で情報を取りまとめていたわけではない。本部会議の指示も同じ（総務課を通じて指示を伝達はしていない）。本部メンバーは学長、常務理事、事務局長、学長室長、理事長参与、総務課長の6人だけ。各学部長は入らない。危機管理委員会は18名でそこには各学部長も入っているが、災害時は18名も集めてもらえない。だから本部会議に権限移譲するようにした。

問：ボランティアセンターは常設か。現在は学生を派遣するのが主な業務か。

回答：ボランティアセンターは常設。今は学生をボランティア先に送り出し調整するのが主な業務。地震の際は社協と連携してボランティアの受け入れを行う。震災のときは、ボランティアセンターは学長直属の部署として震災中に設置した。東北学院大学のボランティアセンターを参考にしている。震災以後は、学生部のもとにセンターを置いている。震災当時は再雇用職員、嘱託職員をボランティアセンターの担当にあてた。

問：避難者名簿について、市から情報提供や名簿作成の依頼があったのでは。また、現在は市の指定避難所だが、そうすると今後は名簿作成をする必要が出てくるのでは。

回答：震災当時は、避難所の責任者の先生と市で相談し、名簿を作成しないことを納得してもらった。指定避難所になったので、名簿提出の問題は今後あるかもしれないが、その件については、現在は特に考えていない。

追記：ヒアリング回答保留分：9月6日回答

質問1：危機管理規程策定のきっかけについて。

回答：危機管理規程は、平成25年1月に施行されました。当時、災害への備えは全くないこともありましたが、学内の危機（キャンパス内での不法行為や犯罪行為の発生、不審者・異常者の侵入、反社会的勢力の訪問等々）に対し、担当者がもし対応を間違え何か大きな事態につながるようになっても組織的に対応する仕組みがないことから、組織的な仕組みの重要性を感じ、危機管理規程の策定に至りました。当時は規程の制定に際し、災害に特化した形での考え方ではなく総合的な危機管理としての考え方だったようです。

質問2：危機管理規程の第8条にある対策本部が学内規程に定められた所定の手続きを省略できるというものは、教授会など反発はなかったのか。

回答：この規程は、大学の危機管理について定めていますが、危機管理分野は教学分野ではないという建付けにより、常任理事会（理事会の学内版）の責任・管轄としています。危機管理は、学園としての資産に係る事項を多分に含む分野でもあり、教授会で審議する性質のものとも異なるのではないかということで、当時、教授会からは、素朴な疑問はいくつかあったようですが、ご質問の点について、特にご意見はありませんでした。危機管理委員会の責任者は学長ですが、常任理事会管理の規程とし、常任理事会が大学の責任者である学長に大学の危機管理を委任しているという形になるかと思います。

奥付

2020年度学長所管研究奨励金研究成果報告書

研究課題名「大学の災害対応と地域貢献に関する研究」

2023年5月31日 発行

執筆者（50音順）

飯塚 智規 城西大学現代政策学部 准教授

大藪 陽子 城西大学現代政策学部 准教授

小野 義典 城西大学現代政策学部 准教授

松野 民雄 城西大学現代政策学部 教授

真殿 仁美 城西大学現代政策学部 教授

リッチー・ザイン 城西大学現代政策学部 准教授